

平成29年第2回紀の川市議会定例会 第1日

平成29年 6月16日（金曜日） 開 会 午前 9時28分

散 会 午前10時25分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号））
- 議案第50号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第51号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第52号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第53号 財産の取得について
- 議案第54号 紀の川市土地開発公社の解散について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおりに

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開会 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

議員各位には、平成29年第2回紀の川市議会定例会に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る5月12日に開催されました和歌山県市議会議長会総会において、村垣正造君、高田英亮君、西川泰弘君、また、私、竹村広明が議員在職15年以上特別表彰を、榎本喜之君が議員在職10年以上一般表彰を受けました。

表彰状を伝達しますので、ただいま名前をお呼びした議員の方々は、前のほうへお越しください。

また、中村市長におかれましても、6月7日開催されました第87回全国市長会通常総会において、市長在職12年永年勤続功労表彰を受けられております。

それでは、前のほうへよろしくお願い申し上げます。

〔議長から、村垣議員、高田議員、西川議員に表彰伝達〕

○議長（竹村広明君） 中村市長をはじめ、ただいま表彰されました皆さん、まことにおめでとうございます。

以上で表彰伝達を終わります。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹村広明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番 榎本喜之君、10番 杉原 勲君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る6月5日に、議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から7月7日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から7月7日までの22日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹村広明君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、報告1、委員派遣について。

去る5月17日、18日の2日間、議会広報特別委員会が、三重県鳥羽市と志摩市へ議会広報の編集について議会研修及び意見交換を行いましたので、その概要を広報特別委員会委員長から報告していただきます。

議会広報特別委員会 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） おはようございます。

当委員会は、去る5月17日と18日、三重県鳥羽市議会と志摩市議会へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

鳥羽市は、志摩半島に属し、西は伊勢市、南を志摩市に接するほかは海岸線となっており、市域全体が伊勢志摩国立公園に指定されています。年間約420万人の観光客が訪れる国際観光都市です。

議会だよりについては、読者を幅広くふやすため、ほかの議会広報と比較するのではなく、一般雑誌を参考にしリニューアルされていました。「とば市議会だより」というタイトルから、「わたしの議会」というタイトルに変更し、若い人に手にとってもらいやすいようフリー冊子を意識し工夫していました。また、全議員がスマートフォン、タブレットを活用し、若い世代への議会情報発信ツールとして取り組まれていました。

2日目の研修先である志摩市は、平成16年10月に志摩郡の5町が合併した市です。昨年は、伊勢志摩サミットの開催地として、環境の整備や観光地「志摩」の世界への発信などを行うとともに、サミット開催を契機と捉えた地域活性化を目指し、各事業に取り組んでいました。

議会だよりについては、移住してこられた方を紹介するコーナーを設け、新鮮な話題で志摩市を紹介し、市民が親しみを持ち、情報発信の場となるように取り組まれていました。

どちらの委員会におきましても、YouTube市議会の公式チャンネルを設けて広報に力入れており、議会改革に取り組んでいく当議会においても、大変参考になりました。

以上で、報告を終わりますが、詳しい資料は事務局に保管しておりますので、参考にいただければと思います。

○議長（竹村広明君） 次に、報告2、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、「平成28年度紀の川市繰越明許費繰越計算書」、地方公営企業法第26条第3項の規定により、「平成28年度紀の川市水道事業会計予算の繰越報告」、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「紀の川市土地開発公社の経営状況を説明する書類」の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたので御了承願います。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、「例月出納検査の結果報告」がありました。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、「定期監査の結果報告」がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりでありますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例） から

議案第54号 紀の川市土地開発公社の解散について まで

○議長（竹村広明君） 次に、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例の一部を改正する条例）から、議案第54号 紀の川市土地開発公社の解散についてまでの13件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成29年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集いただき厚く御礼申し上げます。

まず、先ほど、和歌山県市議会議長会、永年在職議員表彰の伝達を受けられた各議員の皆さん方、大変おめでとうございます。これからも引き続き、市民の皆さんの代表として、御活躍を御祈念申し上げます。

また、私も議長が言われましたとおり、さきの全国市長会で12年在職ということで表彰を受けました。議員各位と一緒に紀の川市のために、今後とも頑張りたいと思います。ありがとうございました。

さて、今定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

専決処分に係る報告ですが、報告第1号から報告第3号は、紀の川市市税関係条例の一部改正を、また、報告第4号から報告第6号は、紀の川市の消防団員等公務災害補償条例、

保育料徴収条例、介護保険条例におけるそれぞれの一部改正を、さらに、報告第7号と報告第8号は、平成28年度紀の川市一般会計及び平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計の補正に係るものであり、各会計の歳入歳出額の確定に伴う財源調整措置を行ったものであります。

以上、専決処分に係る8件については、それぞれ緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

次に、条例の一部改正に係る議案で、議案第50号は、職員の育児休業から復帰後、保育所等への入所申請が認可されない場合は、育児休業の再取得を認めるという改正であります。

次に、補正予算に係る議案で、議案第51号及び議案第52号は、一般会計について4月の人事異動に伴う人件費及び事業執行上、緊急を要する事業費について、また、国民健康保険事業勘定特別会計についても、事業執行上、緊急を要する事業費について、それぞれ補正予算をお願いするものであります。

次に、財産の取得に係る議案で、議案第53号は、老朽化した小学校校務用コンピュータ機器に係る財産の取得について、議決を求めるものであります。

最後に、議案第54号は、土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるものであります。

以上、13議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 改めて、おはようございます。

それでは、議案書1ページ及び37ページの専決処分の承認を求めることについて。

報告第1号では、紀の川市税条例の一部を改正する条例、報告第2号では、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

いずれも、平成29年度税制改正に伴い、急を要する部分のみ専決させていただいておりまして、専決日は、平成29年3月31日でございます。

改正内容が多岐にわたりますので、主な改正点のみを御説明させていただきます。

議案書につきましては、1ページからになっておりますが、3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第33条第4項から、次のページの下、第34条の9までは、個人住民税における所得割課税標準について、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定できることを明確化する改正及び所要の規定の整備であります。

次に、5ページの第48条から8ページの第50条の改正では、法人市民税の申告納付並びに不足税額の納付手続について、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。

次に、10ページの第61条第8項は、固定資産税の課税標準について、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産の課税標準の特例について規定したものであります。また、61条の2を新設したのは、地域決定型地方税制特例措置（通称、わがまち特例）を条例に定める割合を規定したものであります。

次の11ページの63条の2は、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定したものであります。

次の63条の3から13ページの74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後、4年度分に限り所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするため並びに特例を適用する常設規定の整備でございます。

次に、14ページの附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の控除配偶者の定義、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものであります。

次の15ページの附則第8条は、肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

附則第10条から、16ページ、附則第10条の3までは、地方税法改正による条項の整備によるもの等の整備であります。

21ページ、附則第16条第3項から、23ページ、附則第16条の2までは、軽自動車のグリーン化特例について、適用期限を2年延長するもの及び賦課徴収の特例についての規定の整備です。

24ページ、附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の特例で、特定配当等に係る所得について、申告書に記載された事項等を勘案して市長が課税方式を決定できることを明確化したものであります。

次の25ページ、附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

26ページ、附則第20条の2第4項から、27ページ、附則第20条の3までは、特例適用リスト及び特例適用配当に係る個人市民税の課税の特例について、転出された申告書に記載された事項等を勘案して、市長が課税方式を決定できることの明確化の条文整備でございます。

29ページ、附則第1条から第6条までは、各税制の施行日及び市民税等に関する改正による各経過措置についての条文整備でございます。

ただいま御説明いたしました条文以外の改正は、地方税法等の条文の整備等に伴い、それぞれ所要の改正上の繰り上げ、条文の整備を行ってございます。

以上、平成29年度の地方税法の改正に伴い、紀の川市税条例を改正するものでございます。

続きまして、議案書37ページをごらんください。

報告第2号 紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

39ページをお開きください。

新設した附則の2項について、地方税法に規定される課税標準の特例に特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課税する都市計画税の課税標準に係る市で定める割合を2分の1とする特例を新たに追加した改正でございます。

以下、地方税法改正に伴い、条項のずれを整理したのもので、平成29年4月1日施行としております。

以上、平成29年度の地方税法等の改正に伴い、紀の川市都市計画税条例を改正するものでございます。

報告第1号、報告第2号につきまして、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案書43ページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

44ページは、専決処分書でございます。専決日は、平成29年3月31日でございます。

45ページから46ページをお願いいたします。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。改正条例の第23条第1項第2号及び第3号の改正は、課税軽減措置に係る世帯総所得金額基準のうち、5割軽減の判定基準額を「26万5,000円」から「27万円」に、また2割軽減の判定基準額を「48万円」から「49万円」に改正し、軽減の対象世帯を拡充するものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。

以上でございます。御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書47、48ページをごらんいただきたいと思います。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由といたしましては、今回の条例改正は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成29年3月29日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴いまして、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じ、急を要するため専決処分とさせていただきます。

専決日は、平成29年3月31日です。主な改正点を御説明申し上げます。

49ページから51ページをごらんいただきたいと思います。

今回の主な改正は、第5条第2項の第1号、第2号及び51ページの同条第4項につきましては、政令の一部改正に伴う字句の整理等でございます。

50ページの同条第3項につきましても、字句の整理による改正並びに非常勤消防団員等が消防作業等に従事したことにより負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、扶養親族への補償基礎額として、第2項第2号に定める日額に対しての加算額を第3号の各号により改正するものでございます。また、非常勤消防団員等の扶養親族の明確化を図るため、第3項の第2号を改正し、第3号の新設により1号ずつ繰り下げてございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で経過措置について、所要の規定の整備等でございます。

以上、報告第4号 非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、続きまして、52ページから60ページの報告第5号、報告第6号をお願いいたします。

報告第5号は、紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを、また報告第6号は、紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例についてを、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものです。

報告第5号の紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例については、平成29年3月31日に、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令第95号並びに特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令第18号が公布され、4月1日に施行されたことにより、平成29年度保育料への適用について急を要するため、専決させていただいたものです。

また、報告第6号 紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例についても、低所得者に対する介護保険料軽減強化の完全実施について、平成29年度から予定されていた公費投入が消費税の増税延期により、その取り扱いにおいて国の平成29年度予算において現行の第1段階の方への第1号保険料軽減を継続することとなったため、平成29年度介護保険料への適用について急を要するため、専決させていただいたもので、いずれも専決日

は、平成29年3月31日でございます。

54ページからの紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例の改正の概要は、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、負担軽減措置を平成28年度に引き続き、さらに軽減を拡充し、ひとり親等要保護世帯の第3階層を第2階層と同額にして負担軽減を拡充すること並びに第3階層のその他の世帯についても負担を軽減すること。それから、市町村民税非課税世帯の第2子について無償化するという改正でございます。

54ページの保育料を規定している別表第1（第3条関係）の改正ですが、（1）保育料徴収基準額表（教育標準時間認定）というものは、1号認定というもので、満3歳以上で保育の必要性のない幼稚園や認定こども園の利用に係る保育料となります。第3階層のひとり親等要保護世帯について、改正前5,950円から、改正後3,000円に軽減されます。それ以外の第3階層の世帯は、改正前1万2,900円から、改正後1万1,300円に軽減されます。

次に、54ページ及び55ページの（2）保育料徴収基準額表（保育認定）というものは、2号認定というもので、満3歳以上で保育の必要性のある保育所等の利用に係る保育料となります。第3階層及び第4A階層のひとり親等要保護世帯について、3歳児、4歳児以上、また保育標準時間、保育短時間のいずれも改正前のそれぞれの金額から、改正後は4,800円に軽減されます。

次に、同じく55ページ、（3）保育料徴収基準額表（保育認定）というものは、3号認定というもので、満3歳未満で保育の必要性のある保育所等の利用に係る保育料となります。第3階層及び第4A階層のひとり親等要保護世帯について、保育標準時間、保育短時間のいずれも改正前のそれぞれの金額から、改正後は7,200円に軽減されます。

また、56ページから57ページにかけての備考書き第7の表については、年収360万円未満に相当する多子世帯、複数の子どもがいる世帯ということですが、その多子世帯の軽減に係る子の数え方の年齢制限撤廃後の保育料の表となっております。

今回の改正で、56ページの（1）保育料徴収基準額表（教育標準認定）、これは1号認定にありますが、市町村民税非課税世帯の改正前1,500円が、改正後はゼロ、第2子が無償化となります。また、課税世帯で所得割が7万7,100円以下の要保護世帯以外では、改正前6,450円が、改正後5,650円に軽減され、第2子の負担軽減となります。

次に、56ページから57ページの（2）保育料徴収基準額表（保育認定）、これは第2号認定になりますが、市町村民税非課税世帯の改正前2,400円が、改正後ゼロとなり、第2子が無償化となります。

次に、57ページの（3）保育料徴収基準額表（保育認定）、これは3号認定になりますが、市町村民税非課税世帯の改正前3,600円が、改正後ゼロとなり、第2子が無償化となります。

以上、紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例の改正の内容でございます。

次に、60ページの紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例ですが、保険料率の条文第6条第2項で、市町村民税非課税世帯のうち、介護保険料第1段階に該当する方の保険料について、平成28年度までの軽減期間となっていたものを平成29年度までとする改正でございます。

以上、報告第5号及び報告第6号についての説明です。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の61ページをごらんください。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））について、地方自治法の規定により専決処分を行ったものでございます。

専決日は、平成29年3月31日でございます。表題に「平成28年度補正予算書」と書いている別刷の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億2,238万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、繰入金、市債の確定による補正でございます。

4ページをごらんください。

歳出につきましては、予算額の調整として予備費を減額しております。

5ページから6ページをごらんください。

第2条 地方債補正でございます。それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更を行っております。

以上が、平成28年度一般会計補正予算（第5号）の内容でございます。御承認お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） よろしく申し上げます。

それでは、議案書63ページをごらんください。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号））について、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

専決日は、平成29年3月31日でございます。表題に「平成28年度補正予算」と書いている別冊の7ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出

予算の総額を479万9,000円とするものでございます。

それでは、別冊の平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをごらんください。

2款、1項、1目、基金繰入金、財政調整基金より180万円の繰り入れをしています。次に、4ページをごらんください。

歳出につきましては、1款、1項、2目、財産管理費、財産管理事業として地域活動事業補助金180万円を増額しています。内容については、地域活動事業として、三和地区の自治振興のための集会所の建設及び消防倉庫移転に係る費用に対して補助をしています。

以上が、平成28年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書65ページをごらんください。

議案第50号 紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

本議案につきましては、職員の子どもが保育所等における保育の利用を希望し、申し込んだら入所できない場合、育児休業期間の再度の延長または再度の育児短時間勤務を認める改正でございます。

議案書66ページをごらんください。

第3条第1項第6号では、再度の育児休業を承認する規定であります。第4条では、育児休業の期間延長を再度承認する規定でございます。第10条第1項第7号は、育児短時間勤務を再度承認する規定でございます。

以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の68ページをごらんください。

議案第51号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に「平成29年度補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億2,150万5,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、市債を増額し、繰入金を減額しております。

3ページ、4ページの歳出につきましては、各費目ごとに人事異動に伴う人件費の調整

及び事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正として、マイナンバーカードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明証、戸籍証明証を全国のコンビニエンスストアで交付できるシステム構築委託を追加するものでございます。期間は、平成29年度から平成30年度、限度額は2,000万円でございます。

6ページをごらんください。

第3表 地方債補正として、商工施設整備事業を追加し、農業施設整備事業及び中学校施設整備事業の限度額を変更しております。

それでは、別冊の「平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）」に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、2項、1目、総務費、国庫補助金、地方創生推進交付金2,461万5,000円の増額、地域ブランド力強化事業及び農産物販売促進事業に係る補助金でございます。

18款、2項、1目、基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金からの繰入金を2億1,499万9,000円減額しております。

4ページをごらんください。

20款、3項、1目、総務費、貸付金元利収入、土地開発公社経営支援資金貸付金元利収入2億6,540万円の増額、北勢田第2工業団地5号地の売却に伴う元金収入でございます。

5ページをごらんください。

歳出は、人件費以外の主な事業について御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

2款、1項、17目、基金費、基金積み立て事業として、財政調整基金へ1億2,138万7,000円積み立てするものでございます。

17ページをごらんください。

6款、1項、6目、中山間地域等直接支払推進事業費、中山間地域等直接支払事業860万2,000円の増額、制度改正により、超急傾斜農地の保全管理加算対象農地の増加によるものでございます。

18ページをごらんください。

11目、土地改良事業費、小規模土地改良事業1,950万円の増額、県の補助を受け、農業用施設の老朽化に伴うため池護岸改修及び農道整備に要する経費を増額するものでございます。

20ページをごらんください。

7款、1項、3目、観光振興費、観光交流創造事業1,231万円の増額、国の50%補助を受け、貴志駅前に観光客と市民が交流できる機能と観光地域づくり組織の事務所と

して、外国人観光客向けの観光ビジネスを視野に入れた情報発信機能をあわせ持った拠点を整備する事業でございます。

24ページをごらんください。

9款、1項、1目、消防総務費、消防防災対策事業103万1,000円の増額及び3目、非常備消防費、消防団運営事業101万1,000円の増額は、コミュニティ助成事業の採択を受け、防火広報用視聴覚資機材及び携帯用ホースブリッジを整備するものでございます。

26ページをごらんください。

10款、3項、1目、学校管理費、中学校一般改修事業1,213万1,000円の増額、那賀中学校管理棟施設の雨漏り対策のため、屋上防水改修工事に要する経費を増額するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議、お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書69ページ。

議案第52号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の7ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,900万円とするものでございます。

別冊の補正予算に関する説明書をごらんいただきたいと思います。

3ページの歳入でございますが、3款、国庫支出金につきまして、保険事業に要する経費が国の補助対象となったことにより、300万円の増額の補正をお願いするものでございます。

4ページの歳出では、8款、保険事業費につきまして、ヘルスアップ事業として、第2期保険事業実施計画の策定に要する経費300万円の増額の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第52号の説明でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第53号 財産の取得について補足説明をさせていただきます。

議案書70ページをお開きください。

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

財産の名称、数量につきましては、小学校公務用コンピューター機器148台、取得の方法は、指名競争入札による取得で、取得価格は2,792万160円、契約の相手方は、和歌山県紀の川市貴志川町神戸893番地3、有限会社カワカミ、代表取締役 河上泰三でございます。

提案理由といたしまして、平成21年度に導入いたしましたコンピューター機器につきまして8年が経過し、老朽化により十分な機能が担保できないと状態になっておりますので、更新するものでございます。なお、議案資料に指名競争入札の結果一覧を添付させていただきますので、御確認ください。

以上、御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の71ページをごらんください。

議案第54号 紀の川市土地開発公社の解散について御説明申し上げます。

紀の川市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条の規定に基づき、公共用地、公有地等の取得・管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として設立され旧桃山町と旧粉河町から引き継がれてきたものであります。

合併以降は、市の委託事業として北勢田第2工業団地の造成事業を行うにとどまっている状況であり、土地開発公社としての社会的役割を終えたものと判断し、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、紀の川市土地開発公社の解散について議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会し、次会は6月20日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時25分）